

問題 1

【出題意図】

本問の狙いの第 1 は、ある程度学術的に高度かつ抽象的な内容を持った資料について、その論理構造を把握し、それを他者に理解可能な表現で伝達できる能力を見ることにあった。これが高度に専門的な知識を用いて社会に貢献せんとする法曹にとって必須の能力であることは論を俟たないであろう。

第 2 の狙いは、法の前提にある国家や社会について、ある程度抽象的なレベルで展開される議論に、どの程度親しんでいるかを見ることにあった。勿論それは法解釈の専門知識を要求するものではない。本資料の文体は高踏的であるが、ここで指摘されている国家や法、市民の特徴はわたしたちが深く馴染んでいるものである。かかる特徴ないしその近代化との連関について、資料を読めば理解把握できるという程度に、国家や社会制度について読んだり考えたりした経験があるか、あるいはその能力があるかを、本資料の読解把握を通じて見たかったというのが設問者の第 2 の意図である。

【採点講評】

課題文は法学者の手になるものではあるが、広い意味での「近代化」という現象、ないし近代国家の特質について叙述するものである。この点では小論文としては標準的なテーマであると言えよう。文体や語彙はやや高踏的であり、その点で意気阻喪した者もあったかもしれないが、「近代国家による均質な市民の創出」という中心的主題とそこからの論理展開はごくオーソドックスなものであり、設問も素直である。

臆せず「結局どういうことが言いたいのか」を自分の中で咀嚼しつつ読んでいけば、評価に足る答案を作成できたものと思われる。

問 1 は文意把握能力や現実社会の動向についての知識を問う狙いもあるが、何よりも抽象的議論と現実の社会動向を結びつけて把握する能力を問うことを狙いとしたものである。したがって、文意の説明と具体的事例を、対応させる形でバランスよく叙述しなければならないが、後者に偏した答案が散見されたのは残念である。単に現代日本における外国人の取り扱いの状況を羅列的に叙述するだけでは高い評価は得られない。

問 2、3 はともに下線部の内容をわかりやすく説明することを求めたものである。すでに述べたように標準的な設問であり、ほとんどの者は一定以上の答案を作成できていた。ただし気になったのは、本文のキー・ワードをそのまま抜き書きしたような答案が一部に見受けられたことである。特にこのような難解な言い回しを含む文章の場合は、そのまま抜き書きしたのでは採点者に文意を理解していることを示せない。本文中の語彙を用いてはならないというわけでは無論ないが、難解な語彙やフレーズについては、自分なりの表現を用いて「これは要するにこういうことなのだ」と叙述

してほしい。それこそがこのような文意説明形式の問題で求められていることなのである。

問題 2

【出題意図】

本問では資料として、一般的な「文章中心」のものではなく、絵と短い会話から構成されている、いわゆる「漫画」を用いた。これは、提示された状況をしっかりと把握したうえで、それを、「資料中の文章や表現を抜き出して説明する」のではなく、「自分自身で考え構成した言葉で表現する」という、法曹を目指す者であればもちろん、どのような仕事であれ、そもそも「実社会での現実の活動」を行うためには必須となる能力を見るためである。

また本問の資料のテーマとなっている「文化や宗教の多様性」については、それを保護・保全しようとするのと、人々の思想・信条の自由、あるいは「どんな社会で、どう暮らすかを選択する自由」との間の関係および問題点(および調和の可能性)という、「現実の社会状況の中で『人権の担い手』となることが期待されている法曹」として欠かすことのできない基本的な視点の有無を見るにも適例であると考えた。なお「文化や宗教の多様性(の保護・保全)」という考え方や主張は、すでに広く知られているものであるが、たとえ今まで「文化や宗教の多様性」という問題について特に意識したことがなかったとしても、本問の資料を読み、そしてこちらはさらに一般的な知識となっている「自然環境の多様性(の保護・保存)」と比較しつつ考えるならば、その概念は容易に理解できたはずである。

【採点講評】

「設問 1」および「問題 2」は相互に密接に関係した設問であり、ともに「自然環境(≒生態系の多様性)」と「文化や宗教の多様性」のそれぞれの性質および相互の相違点について理解し批判的に考察できることが評価に足りる答案の前提となる。

答えとして期待されていたのは、「多様な文化や宗教」を保護・保存しようとする、人々の「思想・信条(および日常生活)の自由」および/あるいは「自由な自己決定」を制限しかねないという問題が生じる一方で、人々の「思想・信条(および日常生活)の自由」あるいは「自由な自己決定」をすべて認めると、今度は「文化や宗教の多様性」の保護・保存は難しくなるというジレンマ(二律背反)的な状況を十分に理解したうえで、その「文化や宗教の多様性」の保全を、現代社会では今や当然のごとく主張されている「自然環境の多様性」の保全と対比させて考慮するということであり、出題した資料の作者の関心(あるいは疑問)もそこにあることは明白である。

しかし採点をしてみると、「自然環境の多様性」についてはそれなりの理解を有しているのではあるが、「文化や宗教の多様性」については、それを、いわゆる「寛容/

非寛容」の問題としてのみとらえているのではないかと思われる答案が目立った。そのような理解では、「文化や宗教の多様性」を保護・保存しようという試みと、人々の「自由」（という「重要な人権」）との関係をどう調整し調和させるかという問題（の性格・性質と、その困難さ）に辿り着くことは難しい。

「文化や宗教の多様性」は、「自然環境の多様性」と同様、昨今の社会ではすでに一般的に用いられている概念である。そして、特に法律分野での活躍を意図する者であれば、「多様な文化や宗教の多様性」という考え方はもちろん、その保護・保存と「人々の『自由』」との関係については、当然に理解している、あるいは理解し得ることを期待したい。

なお、「問題2」の資料が一般的な「文章中心」のものではなく、絵と会話中心の、いわゆる「漫画」だったため、資料中の「文章表現を抜き出して答案を作成する」ことに慣れている者は戸惑ったかもしれない。しかし、対象となる状況を把握したうえで、それを「自分の言葉で説明する」ということは、法曹を目指す者であればもちろん、どのような仕事であれ、そもそも「実社会での現実の活動」を行うためには必須の能力のはずである。ぜひ意識してもらいたい。